

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県税条例第三十二号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第一項を次のように改める。

法第四十五条の三の三第一項各号に掲げる者（以下この項及び次項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第二十六条の六第二項中「第三百十七条の三の三第二項」を「第三百十七条の三の三第三項」に改める。

第三十一条の十四第一項中「輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改める。

第三十二条の八第一項中「住宅（」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第三項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に改める。

附則第六条の二中「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条の六第一項及び第二項並びに附則第六条の二の改正規定 令和九年一月一日

二 第三十一条の十四第一項の改正規定 令和十年四月一日

三 第三十二条の八第一項及び第三項の改正規定 令和十一年四月一日
（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十六条の六第一項の規定は、前項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の埼玉県税条例第二十六条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第六条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

改正後の条例第三十二条の八第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。